

平成30年3月市議会定例会議案件名

- 議案第 1 号 白河市文化芸術振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 白河市個人情報保護条例及び白河市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 白河市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 白河市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 白河市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 白河市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 14 号 白河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 白河市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する

る法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第19号 白河市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 白河市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 白河市景観条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 白河市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 白河市旧脇本陣柳屋旅館建造物群条例
- 議案第24号 白河市子どものいじめ防止条例
- 議案第25号 白河市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 白河市入学一時金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 白河市武道館条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 白河市市民体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 白河市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第31号 白河市中心市街地市民交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 白河市総合運動公園及び白河市しらさかの森スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第34号 平成30年度白河市一般会計予算
- 議案第35号 平成30年度白河市国有林野払受費特別会計予算
- 議案第36号 平成30年度白河市教育財産特別会計予算
- 議案第37号 平成30年度白河市小田川財産区特別会計予算
- 議案第38号 平成30年度白河市大屋財産区特別会計予算
- 議案第39号 平成30年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算
- 議案第40号 平成30年度白河市土地造成事業特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度白河市国民健康保険特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度白河市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第43号 平成30年度白河市介護保険特別会計予算
- 議案第44号 平成30年度白河市地方卸売市場特別会計予算
- 議案第45号 平成30年度白河市公共下水道事業特別会計予算

議案第 46 号 平成 30 年度白河市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 47 号 平成 30 年度白河市個別排水処理事業特別会計予算

議案第 48 号 平成 30 年度白河市水道事業会計予算

議案第 49 号 平成 30 年度白河市工業用水道事業会計予算

報告第 1 号 専決処分の報告について

報告第 2 号 専決処分の報告について

報告第 3 号 専決処分の報告について

平成30年3月市議会定例会議案要旨

- 議案第 1 号 白河市文化芸術振興条例の一部を改正する条例
文化芸術振興基本法の一部改正に伴い、題名を改めるなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 2 号 白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
本市が独自に個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 3 号 白河市個人情報保護条例及び白河市情報公開条例の一部を改正する条例
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確にするなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 4 号 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
白河市障害児就学指導審議会の委員の報酬を明確にするため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 5 号 白河市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例
国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、特別職及び一般職の職員の退職手当を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 6 号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴い、引用する条項等を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 7 号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国民健康保険税の税率を引き下げるなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 8 号 白河市手数料条例の一部を改正する条例
住民基本台帳カードの交付が終了したことに伴い、関係する規定を整理する

など、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号 白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

児童クラブの名称を学校名に統一するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号 白河市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料の徴収対象者を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正に伴い、白河市国民健康保険運営協議会の名称を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例

第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号 白河市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

議案第 14 号 白河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者が利用者等に対して説明すべき事項を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号 白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上2議案については、国の基準の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 白河市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、題名を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 白河市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 白河市営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法の一部改正に伴い、入居者が認知症患者等である場合に収入申告義務を緩和する規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 白河市景観条例の一部を改正する条例

景観法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 白河市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 白河市旧脇本陣柳屋旅館建造物群条例

本市を代表する歴史的風致形成建造物である旧脇本陣柳屋旅館建造物群を保存し、市民の歴史及び伝統の理解並びに郷土愛の醸成に寄与するため、本条例を制定するものであります。

議案第24号 白河市子どものいじめ防止条例

法の趣旨を踏まえ、子どものいじめの防止等に関する基本理念と責務を明らかにし、子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、本条例を制定するものであります。

議案第25号 白河市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

奨学生の経済的負担を軽減するとともに若者の定住を促進するため、奨学資

金の返還を一部免除できるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号 白河市入学一時金貸与条例の一部を改正する条例

入学一時金の貸与者を決定する際に白河市奨学生選考審査会の審査を経ることとするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号 白河市武道館条例の一部を改正する条例

議案第 28 号 白河市市民体育館条例の一部を改正する条例

上 2 議案については、利用者から使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号 白河市下水道条例の一部を改正する条例

公共下水道へ排除する下水の基準について、下水道法施行令の規定を引用するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 30 号 小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

工事の請負契約の一部を変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第 31 号 白河市中心市街地市民交流センターの指定管理者の指定について

議案第 32 号 白河市総合運動公園及び白河市しらさかの森スポーツ公園の指定管理者の指定について

上 2 議案については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第 34 号 平成 30 年度白河市一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、28,460,000 千円となり、前年度当初予算と比較して 590,000 千円増額となり、2.1%の増となりました。

歳入歳出款別内訳は、次のとおりであります。

歳入については、市税8,602,983千円、地方譲与税332,378千円、利子割交付金10,624千円、配当割交付金14,439千円、株式等譲渡所得割交付金8,693千円、地方消費税交付金1,143,178千円、ゴルフ場利用税交付金28,531千円、自動車取得税交付金75,651千円、地方特例交付金39,143千円、地方交付税7,073,295千円、交通安全対策特別交付金9,500千円、分担金及び負担金151,492千円、使用料及び手数料292,251千円、国庫支出金3,987,694千円、県支出金2,454,208千円、財産収入63,777千円、寄附金41,220千円、繰入金1,554,319千円、繰越金1千円、諸収入426,723千円、市債2,149,900千円となりました。

歳出については、議会費277,452千円、総務費2,635,817千円、民生費8,260,182千円、衛生費1,796,659千円、労働費19,247千円、農林水産業費2,221,536千円、商工費1,137,293千円、土木費3,765,758千円、消防費965,043千円、教育費3,832,633千円、災害復旧費257,565千円、公債費3,240,815千円、予備費50,000千円となりました。

事業の主なものは、次のとおりであります。

議会費

「白河市議会だより」発行事業	2,876千円
政務活動費交付金	6,000千円

総務費

地域おこし協力隊活用事業	12,670千円
公共交通対策費	98,748千円
地域づくり活性化支援事業	6,500千円
定住・二地域居住推進事業	2,988千円
まちづくり・ひとづくり事業	7,560千円
戊辰150周年記念事業	35,655千円
シティプロモーション推進事業	3,888千円

集会所整備事業	72,604千円
民生費	
障がい福祉サービス支給事業	992,606千円
介護予防・生活支援事業	12,318千円
福祉・介護人材確保支援事業	1,337千円
地域子育て支援拠点事業	12,552千円
白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業	14,469千円
病児保育事業	48,524千円
認定こども園整備事業	102,150千円
待機児童対策事業	90,857千円
保育士確保対策事業	1,800千円
児童手当支給事業	1,005,344千円
民営保育園等施設型給付事業	583,175千円
児童扶養手当支給事業	319,771千円
母子家庭等対策総合支援事業	22,465千円
放課後児童クラブ運営費	132,422千円
生活保護扶助費	677,110千円
衛生費	
予防接種事業	191,277千円
母子健やか支援事業	67,476千円
健康教育事業	3,781千円
健康診査事業	82,316千円
救急医療体制強化支援事業	19,800千円
脳外科診療体制維持事業	2,984千円
医療人材確保支援事業	1,161千円
医療機関新規開業支援事業	7,000千円
除染対策事業	234,200千円
労働費	
雇用機会確保事業	9,177千円

農林水産業費

水田経営安定助成事業	5,900千円
地域営農モデル総合サポート事業	1,467千円
農畜産物6次化・ブランド化推進事業	5,829千円
白河の大地が君を待つ！就農全力バックアップ事業	38,761千円
農業担い手経営革新支援事業	14,074千円
フロンティア農業アクション支援事業	810千円
営農再開支援事業	40,800千円
耕畜連携・地域循環型農業推進事業	3,000千円
農業用施設整備“結”支援事業	40,000千円
ため池放射性物質対策事業	430,109千円
多面的機能支払交付金事業	182,005千円
有害狩猟鳥獣捕獲事業	11,004千円
ふくしま森林再生事業	190,068千円

商工費

中心市街地活性化事業	74,414千円
（仮称）マイタウンわくわくパーク整備事業	41,920千円
産業プラザ運営費	20,142千円
大信地域市民交流センター運営費	13,429千円
起業・創業支援事業	19,639千円
若者定着産業力強化事業	38,421千円
IT関連創業者発掘事業	9,616千円
企業立地奨励金	224,996千円
こども夢フェスタ負担金	10,000千円
福島プロジェクトマッピング事業負担金	7,000千円
小峰城PR事業	47,437千円
フィルム・コミッション事業	400千円
インバウンド推進事業	9,962千円

土木費

来て「しらかわ」住宅取得支援事業	12,800千円
除雪費	98,000千円
道路側溝清掃事業	447,000千円
街灯LED化整備事業	23,000千円
道路改良事業（交付金）	906,610千円
立地適正化計画策定事業	10,336千円
歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	29,479千円
街路事業（交付金）	60,000千円
公営住宅ストック総合改善事業	240,216千円
消防費	
常備消防費	715,645千円
消防団運営事業	119,484千円
消防施設整備事業	109,688千円
災害対策事業	18,084千円
教育費	
学校図書館利活用推進事業	29,889千円
特別支援教育推進事業	61,230千円
トイレ環境整備事業（小学校・中学校計）	43,680千円
就学援助費（小学校・中学校計）	87,118千円
ICT教育環境整備事業（小学校・中学校計）	29,734千円
釜子小学校建設事業	460,243千円
白河第二中学校建設事業	279,055千円
文化財保護費	69,106千円
文化交流館管理運営費	172,000千円
文化創造推進事業	33,068千円
体育施設改修事業	29,302千円
災害復旧費	
文化財補助災害復旧事業（過年災）	257,559千円

(2) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(3) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(4) 一時借入金

一時借入金の最高額を3,500,000千円と定めるものであります。

(5) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第35号 平成30年度白河市国有林野払受費特別会計予算

予算総額は、185千円となり、前年度当初予算と同額となりました。

歳入については、分担金及び負担金128千円、財産収入1千円、繰入金56千円となり、歳出については、総務費185千円となりました。

議案第36号 平成30年度白河市教育財産特別会計予算

予算総額は、862千円となり、前年度当初予算と比較して594千円減額となり、40.8%の減となりました。

歳入については、財産収入254千円、繰入金608千円となり、歳出については、総務費862千円となりました。

議案第37号 平成30年度白河市小田川財産区特別会計予算

予算総額は、1,285千円となり、前年度当初予算と比較して420千円増額となり、48.6%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料2千円、財産収入206千円、繰入金1,076千円、諸収入1千円となり、歳出については、管理会費144千円、財産費1,041千円、予備費100千円となりました。

議案第38号 平成30年度白河市大屋財産区特別会計予算

予算総額は、400千円となり、前年度当初予算と比較して1,232千円減額となり、75.5%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料4千円、財産収入7千円、繰入金389千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費163千円、予備

費 100 千円となりました。

議案第 39 号 平成 30 年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算

予算総額は、515 千円となり、前年度当初予算と比較して 3 千円減額となり、0.6%の減となりました。

歳入については、財産収入 29 千円、繰入金 486 千円となり、歳出については、管理会費 137 千円、財産費 278 千円、予備費 100 千円となりました。

議案第 40 号 平成 30 年度白河市土地造成事業特別会計予算

予算総額は、49,976 千円となり、前年度当初予算と同額となりました。

歳入については、財産収入 49,976 千円となり、歳出については、土地造成事業費 49,976 千円となりました。

議案第 41 号 平成 30 年度白河市国民健康保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,877,002 千円となり、前年度当初予算と比較して 1,840,587 千円減額となり、23.8%の減となりました。

歳入については、国民健康保険税 1,073,831 千円、使用料及び手数料 10 千円、国庫支出金 1 千円、県支出金 4,142,627 千円、財産収入 2 千円、繰入金 652,572 千円、繰越金 2 千円、諸収入 7,957 千円となり、歳出については、総務費 140,541 千円、保険給付費 4,010,134 千円、国民健康保険事業費納付金 1,516,803 千円、財政安定化基金拠出金 1 千円、保健事業費 78,515 千円、基金積立金 1 千円、公債費 2 千円、諸支出金 11,005 千円、予備費 120,000 千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を 200,000 千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第 42 号 平成 30 年度白河市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、613,699千円となり、前年度当初予算と比較して21,739千円増額となり、3.7%の増となりました。

歳入については、後期高齢者医療保険料446,702千円、使用料及び手数料2千円、国庫支出金4,705千円、繰入金157,092千円、繰越金2,995千円、諸収入2,203千円となり、歳出については、総務費10,113千円、後期高齢者医療広域連合納付金598,386千円、諸支出金2,200千円、予備費3,000千円となりました。

議案第43号 平成30年度白河市介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,445,171千円となり、前年度当初予算と比較して181,144千円増額となり、3.4%の増となりました。

歳入については、介護保険料1,151,180千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1,271,852千円、支払基金交付金1,406,768千円、県支出金787,759千円、財産収入1千円、繰入金827,557千円、繰越金1千円、諸収入52千円となり、歳出については、総務費108,047千円、保険給付費5,011,921千円、地域支援事業費320,149千円、基金積立金1千円、諸支出金2,053千円、予備費3,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を240,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第44号 平成30年度白河市地方卸売市場特別会計予算

予算総額は、18,848千円となり、前年度当初予算と比較して1,029千円減額となり、5.2%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料4,166千円、繰入金14,675千円、諸収入7千円となり、歳出については、卸売市場費9,420千円、公債費9,128千円、予備費300千円となりました。

議案第45号 平成30年度白河市公共下水道事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、2,139,949千円となり、前年度当初予算と比較して29,281千円増額となり、1.4%の増となりました。

歳入については、分担金及び負担金9,706千円、使用料及び手数料404,077千円、国庫支出金164,900千円、県支出金1,600千円、繰入金827,710千円、諸収入351,056千円、市債380,900千円となり、歳出については、公共下水道事業費1,247,440千円、公債費890,509千円、予備費2,000千円となりました。

(2) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(3) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(4) 一時借入金

一時借入金の最高額を500,000千円と定めるものであります。

議案第46号 平成30年度白河市農業集落排水事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、896,749千円となり、前年度当初予算と比較して12,092千円増額となり、1.4%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料188,321千円、国庫支出金52,250千円、県支出金3,135千円、繰入金607,642千円、諸収入1千円、市債45,400千円となり、歳出については、農業集落排水事業費365,542千円、公債費529,207千円、予備費2,000千円となりました。

(2) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第47号 平成30年度白河市個別排水処理事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、97,179千円となり、前年度当初予算と比較して4,584千円増額となり、5.0%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料17,230千円、国庫支出金15,815千円、県支出金3,544千円、繰入金37,289千円、諸収入1千円、市債23,300千円となり、歳出については、浄化槽整備推進事業費91,388千円、公債費5,691千円、予備費100千円となりました。

(2) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第48号 平成30年度白河市水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水戸数24,000戸、年間総配水量7,403,000 m^3 、1日平均配水量20,250 m^3 、主な建設事業の概要として改良費754,246千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益1,101,972千円、営業外収益196,379千円、特別利益1千円を予定し、その予定総額を1,298,352千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用1,170,747千円、営業外費用99,557千円、特別損失1,100千円、予備費5,000千円を予定し、その予定総額を1,276,404千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債275,000千円、他会計補助金44,596千円、工事負担金49,900千円を予定し、その予定総額を369,496千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費754,246千円、企業債償還金275,482千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を1,030,728千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額661,232千円は、過年度分損益勘定留保資金53,078千円、当年度分損益勘定留保資金355,296千円、建設改良積立金200,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額52,858千円で補てんするものであります。

(4) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の最高額を300,000千円と定めるものであります。

(6) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費126,261千円、交際費50千円と定めるものであります。

(7) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

(8) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額を8,000千円と定めるものであります。

議案第49号 平成30年度白河市工業用水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水事業者数3社、年間総配水量124,100^m、1日平均配水量340^mと定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、工水営業収益8,266千円、工水営業外収益54,411千円を予定し、その予定総額を62,677千円と定めるものであります。

収益的支出については、工水営業費用46,002千円、工水営業外費用15,675千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を62,677千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、他会計補助金1千円を予定し、その予定総額を1千

円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費 4 8 6 千円、企業債償還金 4 4, 8 4 8 千円を予定し、その予定総額を 4 5, 3 3 4 千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 5, 3 3 3 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3 0, 1 3 8 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 5, 1 9 5 千円で補てんするものであります。

(4) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

報告第 2 号 専決処分の報告について

報告第 3 号 専決処分の報告について

上 3 報告については、市道の管理瑕疵に伴う事故及び物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。